令和８年度プロポーザル方式による
夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎
駐車場運営事業者
公募要項

令和８年１１月

川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所

川崎市建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園

目　次

ページ

１　趣旨 1
２　対象物件 1
３　日程 1
４　応募者の資格要件 2
５　許可及び貸付に関する条件 2
６　駐車場に関する条件及び仕様 5
７　応募の手続き等 7
８　駐車場事業予定者の選定等 14
９　契約及び協定の締結 14
１０　その他 15
◇　企画提案書類 19
◇　様式１　応募申込書 22
◇　様式２　川崎市暴力団排除条例に係る誓約書 23
◇　様式３　連帯保証人となる旨の同意書 24
◇　様式４　質疑書 25
◇　様式５　企画提案書類 26
◇　設置管理許可協定書（案）・セキュリティ特記事項 27
◇　貸付契約書（案）・特記仕様書（案）・セキュリティ特記事項 41
◇　駐車場図面 53

1　趣旨

この要項は、川崎市（以下「市」という。）が管理する下記公有財産（以下「対象物件」 という。）を有料時間貸駐車場として運用することについて、民間の経営ノウハウを活用し、効率的な運営と利便性の向上を図ることを目的に、「時間貸駐車場施設」の営業・運営ができる法人事業者（以下「駐車場事業者」という。）を決定する方法として公募型プロポーザル方式を採用するため、その実施方法等必要な事項を定めるものです。

2　対象物件

物件番号	名称	所在地 地番（住居表示）	面積 （㎡）
1	夢見ヶ崎動物公園	幸区南加瀬１丁目 226-1 ほか （幸区南加瀬１－２－１）	1131.41
2	日吉合同庁舎駐車場	幸区南加瀬１丁目 185－６ （幸区南加瀬１丁目７番 17 号）	312.75
3	日吉合同庁舎臨時駐車場	幸区南加瀬１丁目 229－５ほか （　　－　　）	1,206.35

※詳細は別紙図面を参照してください。許可及び貸付範囲は実状によるものとします。

3　日程

項 目	日　程
公募要項の配布	令和８年１１月２日(月) から令和８年１１月３０日(月)まで
応募申込期間	令和８年１１月１３日(金) から令和８年１１月３０日(月)まで
質疑書の受付	令和８年１２月１日(火)から令和８年１２月１４日(月)まで
質疑書に対する回答	令和９年１月１２日(火)
企画提案書類の提出	令和９年１月１３日(水)から令和９年２月５日(金)
事業者プレゼン審査	令和９年２月
駐車場事業予定者の決定	令和９年２月
協定及び契約の締結	令和９年４月以降
工事協議	令和９年４月から令和１０年１月３１日（月）
許可及び貸付開始	令和１０年２月１日（火）
駐車場供用開始	令和１０年３月１日（水）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※日程は、やむを得ない事情により変更することがあります。

4　応募者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 「令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募要項」（以下「本公募要項」という。）に定める条件及び法令を遵守し、「駐車場事業者自らが対象物件を自動車の時間貸駐車場施設として、許可及び貸付期間中継続して営業・運営する事業」（以下「駐車場事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

(6) 過去３か年間において、官公庁の駐車場運営の実績を有していること。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反している事実がないこと。

(9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前２号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

5　許可及び貸付に関する条件

(1) 期間

許可及び貸付期間は、令和１０年２月１日から令和１５年１月３１日までの５年間です。駐車機器の設置及び撤去にかかる期間は、許可及び貸付期間に含めるものとします。

(2) 許可及び貸付条件

ア　物件番号１【夢見ヶ崎動物公園】

駐車場事業者は、前記２「対象物件」物件番号１について、公募要項等に基づき、川崎市と条件面や管理運営内容を再確認し、許可条件を確定した上で、協定書を締結し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第５条第１項の規定に基づく設置管理許可を得るものとします。

イ　物件番号２【日吉合同庁舎駐車場】

駐車場事業者は、前記２「対象物件」物件番号２について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３８条の４第２項第４号の規定に基づく賃貸借契約を締結するものとしま

す。

ウ　物件番号３【日吉合同庁舎臨時駐車場】

駐車場事業者は、前記２「対象物件」物件番号３について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３８条の５第１項の規定に基づく賃貸借契約を締結するものとします。

(3) 提案額（手数料、使用料並びに貸付料）

提案額については、各年度の年額（各駐車場毎に記載）を提示してください。市が発行する納入通知書により、毎年度当初に指定する期日までに納入していただきます。

なお、物件１については、川崎市都市公園条例第１０条に基づく許可手数料及び同条例第１２条第１項に基づく使用料として取り扱います。また、物件番号２及び物件番号３については、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とします。

(4) 経費の負担

駐車場の設計、整備、運営、維持管理（光熱水費・通信費含む）及び修繕に係る費用は、手数料、使用料並びに貸付料とは別に、駐車場事業者の負担とします。なお、駐車場事業者は、駐車場及び付属する設備、機器の改修等を行うときは、事前に市の承認を得るものとします。

(5) 物件の用途指定

対象物件は、前記４(5)の駐車場事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません（時間貸し以外の運営はできません。）。

(6) 禁止事項

ア　前記(5)に規定する指定用途以外の用途に供することはできません。

イ　対象物件に建物を建築することはできません。

ウ　対象物件を第三者に転貸することはできません。

エ　本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

(7) 実地調査等

前記(5)及び(6)の履行を確認するため、市が対象物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、駐車場事業者は必ず市に協力しなければなりません。

(8) 資料の提出等

ア　駐車場事業者は、翌月１０日（土日祝の場合は翌営業日）までに、次の資料をデータ（任意形式）で提出すること。なお、市はこれを公表できるものとします。

① 事故の発生や苦情等のトラブル

事故や苦情等のトラブルが発生した際には、速やかに市に報告を行うこと。

② 所要時間無料出庫台数（日別・駐車場別）

③ １時間無料出庫台数（日別・駐車場別）

④ 入出庫台数（日別・駐車場別）

⑤ 稼働率（時間帯別・駐車場別）

稼働率とは、毎時点における駐車台数を車室の数で割った値をいいます。

⑥ 駐車時間ごとの出庫台数（駐車場別）

⑦ 駐車場全体の売上、経費及び収益

イ　駐車場事業者は、毎年１回、駐車場の利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後、４月３０日までに、市に提出してください。なお、市はこれを公表できるものとします。

ウ　市が会議や打ち合わせへの出席及び現地立ち合いを求めたときは、駐車場事業者は必ず市に協力するものとします。

エ　川崎市情報公開条例に基づく開示請求、市議会、監査、オンブズマン等から情報提供の要請を受けた場合には、駐車場事業者は迅速・誠実に対応するものとし市に協力するものとします。

オ　市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に対象物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、市は駐車場事業者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(9) 違約金

前記(5)～(7)又は(8)ア、イ、エの条件に違反した場合には、各年度の提案額（手数料、使用料並びに貸付料の総額（各年度の基本貸付料（年額）の総額）の１００分の３０に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

(10)連帯保証人

債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てること。

ア　市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること。

イ　年額２６０万円以上の所得又は公簿価格２００万円以上の固定資産を有しており、かつ、本件の基本貸付料（年額）以上の年額所得又は固定資産（公簿価格）を有していること。

ウ　国税又は市税の未納がないこと。

エ　連帯保証人に関する書類を提出すること。

(11)契約保証金

駐車場事業者は、物件番号２及び物件番号３について、地方自治法施行令第１６７条の１６に基づく契約保証金を市に支払うものとします。契約保証金の額は、川崎市契約規則第３２条第１項に基づき、貸付料総額の１００分の１０以上の額とします。

契約保証金は本件契約期間が満了したとき、対象物件の原状回復を確認後、駐車場事業者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

なお、駐車場事業者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は市に帰属することになります。

(12)物件の引渡しと返還

物件は現況有姿の状態で引渡しますので、許可及び貸付期間が終了したときは、協議の上定めた状態にて、返還してください。ただし、許可及び貸付期間の満了前に、次の許可及び貸付期間にも引き続き使用することが明らかになったときは、対象物件を原状に回復することなく、使用することができます。

また、引渡し後に駐車場事業者が埋設物の施工や工作物の設置を行った場合は、速やかに埋設物の施工、工作物の設置に係る図面、写真等の土地利用状況に関する書類を提出してください。

(13)緊急対応

駐車場事業者は、許可及び貸付期間開始前までに、災害等の緊急事態発生時における連絡体制を市に提出するものとし、緊急事態発生時は市の指示に従って対応に協力するものとします。

6　駐車場に関する条件及び仕様

(1) 共通事項

ア　対象駐車場の開場時間及び施設管理者

物件番号	名称	開場時間	施設管理者
1	夢見ヶ崎動物公園	全日・24時間	建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園長 電話：０４４－５８８－４０３０
2	日吉合同庁舎駐車場	全日・24時間	幸区役所まちづくり推進部日吉出張所長 電話：０４４－５９９－１１２１
3	日吉合同庁舎臨時駐車場	全日・24時間	

イ　対象駐車場の駐車場利用料金

対象駐車場ごとの駐車場利用料金は駐車場事業者が提案するものとし、許可及び貸付期間開始日から徴収することができます。駐車場利用料金体系については、利用者にとって分かりやすいものとしてください。

また、駐車場事業者は、市と協議の上、駐車場利用料金を変更することができるものとします。ただし、許可及び貸付期間開始から６カ月以内は変更できません。

ウ　駐車場機器等の設置

駐車場機器等（基礎・配線・配管等を含む。）の設置及び設置にかかる費用については、一部を除き駐車場事業者負担とします。設置場所及び仕様は駐車場事業者の提案とします

なお、駐車場機器等の設置及び撤去にかかる期間は貸付期間に含めるものとし、設置時期は市の繁忙期を避け、市及び施設利用者への影響を最小限に抑えるよう努めるものとします。

また、対象物件が公共施設に付設されていることに鑑み、省電力に配慮し、環境負荷を低減した駐車場機器等の設置に努めるものとします。さらに停電時においても一定時間駐車場機器等が稼働できるような仕様としてください。

エ　維持・管理・補修等

対象物件及び駐車場機器等の維持・管理・補修等については、提案によるものとします。

オ　安全対策、長期放置車両対策、事故・苦情・トラブル等の対応

対象駐車場における安全対策、長期放置車両対策、事故・苦情・トラブル等の対応は駐車場事業者が行うものとします。また、各対応のため、防犯カメラ等を設置する場合は、市と協議するものとし、撮影した映像は個人情報保護に十分配慮してください。

カ　市の対象駐車場利用

市は、イベント等の用に供するため、対象駐車場の一部又は全部を閉鎖することができるものとします。その場合、市は事前にイベント等の日時・内容等を駐車場事業者に通知するものとし、閉鎖箇所や周知方法等については市と駐車場事業者が協議の上決定するものとします。

その他、市はやむを得ない場合に限り公用車を対象駐車場に駐車することができるものとします。

キ　公用車の入退場

市が指定する公用車等（以下、「公用車等」という。）（別表１）について、駐車場事業者は、対象物件への入退場について市の負担を軽減されるような提案をすること。

ク　駐車場関係物品

駐車場関係物品については、提案によるものとします。

ケ　施設賠償責任保険

駐車場事業者は許可及び貸付期間中、駐車場事業者の負担で施設賠償責任保険に加入するものとし、加入後は川崎市に保険証券の写しを提出するものとします。

(2) 物件番号１【夢見ヶ崎動物公園】

ア　所要時間無料対象者（別表３）の利用者が対象駐車場を利用する場合、入庫から出庫までの駐車場料金を無料（以下、「所要時間無料」という。）とします。

イ　駐車場事業者は認証に必要な無料措置対応機器（以下「認証機」という。）を、許可期間中に市が必要とする台数（予備分及びインク等の消耗品も含む。）市に貸与するものとします。

なお、認証機の台数は、設置段階において、市と駐車場事業者の協議の上、決定するものとします。

ウ　車室等の駐車場レイアウトは駐車場事業者による提案によるものとしますが、大型バスが駐車可能な区画は現状と同等（３台）以上を含んだ提案とします。

エ　日吉合同庁舎駐車場及び日吉合同庁舎臨時駐車場とともに駐車場運営することを活かして、わかりやすい満空表示を設置する等の提案を行ってください。

(3) 物件番号２【日吉合同庁舎駐車場】

ア　市が指定する施設（別表２）の利用者（以下「施設利用者」という。）が対象駐車場を利用する場合、入庫から１時間分の駐車場利用料金を無料（以下、「１時間無料」という。）とする。

イ　所要時間無料対象者（別表３）の利用者が対象駐車場を利用する場合、所要時間無料とする。

ウ　駐車場事業者は認証機を、許可期間中に市が必要とする台数（予備分及びインク等の消耗品も含む。）市に貸与するものとします。

なお、認証機の台数は、設置段階において、市と駐車場事業者の協議の上、決定するものとします。

エ　車室等の駐車場レイアウトは駐車場事業者による提案によるものとします。

(4) 物件番号３【日吉合同庁舎臨時駐車場】

ア　施設利用者（別表２）が対象駐車場を利用する場合、１時間無料とする。

イ　所要時間無料対象者（別表３）の利用者が対象駐車場を利用する場合、所要時間無料とする。

ウ　駐車場事業者は認証機を、許可期間中に市が必要とする台数（予備分及びインク等の消耗品も含む。）市に貸与するものとします。なお、認証機の台数は、設置段階において、市と駐車場事業者の協議の上、決定するものとします。

エ　車室等の駐車場レイアウトは駐車場事業者による提案によるものとします。

オ　日吉小学校方面へ続く歩行者用通路を確保すること。表示等の仕様は駐車場事業者の提案によるものとします。

カ　擁壁補修工事を令和９年４月～令和１０年１月頃に行う予定となっていますが、工事の状況によっては工期の延長又は工事の延期となる可能性があります。その場合は、対象駐車場の一部又は全部の閉鎖について市と駐車場事業者で協議するものとします。

キ　駐車場事業者はカにかかる事業補償や移転補償について、一切、市に請求できないものとします。

7　応募の手続き等

(1) 基本的な考え方

ア　本公募要項の内容に基づいて「駐車場事業」を行うことを条件に、対象駐車場を使用する者（駐車場事業者）を公募します。

イ　駐車場事業予定者の選定に当たっては、企画提案方式により、提案の内容及び応募者の有料時間貸駐車場の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を駐車場事業予定者として決定し契約をします。次に優れた評価を得た応募者を次点者とし、駐車場事業予定者が契約しない場合等には、次点者と契約をします。（評価内容により次点者を定めない場合があります。）

(2) 応募の手続き

ア　公募要項の配布：令和８年１１月２日（月）から１１月３０（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

公募要項は、ホームページアドレスにおいて、ダウンロードできます。

また、川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所（応募申込書類等受付場所）においても配布します。

イ　受付期間：令和８年１１月１３日（金）から１１月３０日（月）まで

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

受付場所：川崎市幸区南加瀬１－７－１７

川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所

電話　０４４－５９９－１１２１（直通）

応募者は、応募申込書類を受付場所に直接持参してください。郵送による応募申込の受付は行っておりません。

また、申込前に、必ず対象物件と関係法令を確認してください。**現地調査を行う場合は、次の点に御留意ください。**

① 平日のみならず、土・日曜日であっても、事前に庁舎管理者に連絡すること。

② 調査・確認にあたっては利便や安全確保に配慮し車室を占用する、あるいは車両通行の妨げになることがないよう十分に留意すること。

③ 上記のことについて、実際に調査・確認を行う担当者にも周知の徹底を図ること

【応募申込書類一覧】

応募申込書類の区分	必要書類	部数
１ 表紙 （鑑）	・ 応募申込書（様式１：２２ページ参照） ※応募申込書に押印する印影について 応募申込みは、法人の資格で行っていただきます。したがって、印影も法務局にて発行される法人の印鑑証明書（３②）と同一であることが必要です。たとえ法人の代表者であっても、個人の印影（居住地の市区町村役場発行の「印鑑登録証明書」の印影）は無効となりますので御注意ください。 ※ 証明書等の書類について 下記により提出いただく「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」は、いずれも発行後３か月以内の**原本を１部**と**写しを指定部数**提出していただきます。	原本１部、 電子データ
２ 川崎市暴力団排除条例に関する書類	川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式２：２３ページ参照）	原本１部、 電子データ
３ 事業者の概要等	① 商業登記簿（履歴事項全部証明書） ② 印鑑証明書 ③ 事業者の概要 ・企業理念（経営方針） ・ＣＳＲへの取組み ・事業経歴 ・創立（創業）年月日 ・資本金（出資総額） ・事業内容（事業種目、取扱品目・サービス及び年間取扱高、事業所、所在地及び従業員数、主な取引先、時間貸駐車場の管理運営箇所数等）	原本１部、 電子データ

４ 駐車場事業の実績（官公庁及び民間等）	① 過去３か年間の官公庁と契約等締結した実績 （駐車場の賃貸借契約、指定管理、管理･運営委託契約、機器のリース契約等に係る件名、契約相手、契約期間、契約金額、運営規模等を記載し、各々契約書･協定書等の写しを添付） ② 過去３か年間の民間等と契約等締結した主な実績 （駐車場事業について応募者のＰＲとなるもの）	１部、 電子データ
５ 財務諸表（有価証券報告書又は決算書）	・ 財務諸表（写し・直前決算３年間分） 損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書（利益処分計算書）について法人名を明記して提出	１部、 電子データ
６ 納税証明書	① 国税の納税証明書 （その３の３「法人税」及び「消費税及地方消費税」の未納税額のない証明用） ② 市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所がある場合のみ） ア 法人市民税 申込み時点において終了している事業年度のうち直近２年度分の納税証明書（未納がないこと。）。 イ 固定資産税・都市計画税（償却資産を含む。） 令和６年度及び令和７年度の納税証明書（未納がないこと。）。	原本１部、 電子データ
７ 連帯保証人に関する書類	① 【連帯保証人が法人の場合】 ア 連帯保証人となる旨の同意書（様式３：２４ページ参照） イ 商業登記簿（履歴事項全部証明書） ウ 印鑑証明書 エ 国税の納税証明書 （ア） （その２・所得金額用） （イ） （その３の３「法人税」及び「消費税及地方消費税」の未納税額のない証明用） オ 固定資産課税台帳記載事項証明書 前記（ア）の書類で年額２６０万円以上（基本貸付料（年額）が２６０万円以上の場合は、基本貸付料（年	①キの財務諸表以外は原本１部 電子データ

	額)）以上の所得金額がある場合は、提出いただく必要はありません。 カ　市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所がある場合のみ） （ア）　法人市民税 申込み時点において終了している事業年度のうち直近２年度分の納税証明書（未納がないこと。）。 （イ）　固定資産税・都市計画税（償却資産を含む。） 令和６年度及び令和７年度の納税証明書（未納がないこと。）。 キ　財務諸表（有価証券報告書又は決算書の写し・直前決算３年間分） 損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書について法人名を明記して提出 ②　【連帯保証人が個人の場合】 ア　連帯保証人となる旨の同意書（様式３：２４ページ参照） イ　印鑑登録証明書 ウ　身分証明書 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行） エ　登記されていないことの証明書 成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書 問い合わせ先　東京法務局後見登録課 電話０３－５２１３－１３６０ 横浜地方法務局戸籍課 電話０４５－６４１－７９７６ オ　連帯保証人に関する国税の納税証明書 （ア）　（その２・所得金額用） （イ）　（その３の２「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の未納税額のない証明用） カ　市税の納税証明書（川崎市民の方のみ）	

	（ア） 市民税 令和６年度及び令和７年度の納税証明書（未納がないこと。） （イ） 固定資産税・都市計画税（償却資産を含む。） 令和６年度及び令和７年度の納税証明書（未納がないこと。）	

(3) 質疑書の受付

本公募要項に関する質疑は、質疑書（様式４）により受付します。

質疑書を提出できる者は応募者に限り、提出方法については、Ｅメールでお願いします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。

受付期間	令和８年１２月１日（火）から１２月１４日（月）まで 受付時間　午前９時から午後４時まで （正午から午後１時までを除く。）
受付場所	川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所 電話０４４－５９９－１１２１（直通） Ｅメールアドレス 63hiyosi@city.kawasaki.jp

(4) 質疑書に対する回答

令和９年１月１２日（火）までに、Ｅメールにて全ての質疑書に対する回答を、応募者全員に回答します。（質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。）

(5) 企画提案書類の受付

応募者は、企画提案書類（様式５）を受付場所に直接持参してください。郵送による提出書類の受付は行っておりません。また、企画提案書類を提出できる者は応募者に限ります。

なお、応募者から所定期間内に提出がない場合は、応募申込を辞退したものとみなします。

提出書類	企画提案書類（詳細は１９ページを参照）
受付期間	令和９年１月１３日（水）から令和９年２月５日（金）まで 受付時間 午前９時から午後４時まで （正午から午後１時までを除く。） ※提案書類の内容変更等は、上記の期間内に限り行うことができます。
受付場所	川崎市幸区南加瀬１－７－１７ 川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所 電話　０４４－５９９－１１２１（直通）
留意事項	①　上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。 ②　提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。 ③　提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。 ④　応募に要する費用は、応募者の負担とします。 ⑤　事業計画書についてはＡ４片面、５枚以内で作成してください。 （駐車場のレイアウト図は枚数に含みません。）

8　駐車場事業予定者の選定等

(1) 駐車場事業予定者の選定方法

応募者の中から、市において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、駐車場事業予定者及び次点者を決定します。(評価内容により次点者を定めないことがあります。)

(2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき市が審査を実施します。企画提案の審査は、令和９年２月中を予定しています（日時については後日連絡します。)。本公募要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

(3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、駐車場事業条件の優位性について審査します。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア　本公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ　企画提案書類の内容が、本公募要項（７(5)企画提案書類の受付）に示す要件を満たしていない場合

ウ　企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 駐車場事業予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表

駐車場事業予定者は、令和９年２月に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。なお、決定した駐車場事業予定者等については公表する予定です。

(6) 駐車場事業予定者の決定の取り消し

次の場合には、駐車場事業予定者としての決定を取り消します。

ア　駐車場事業予定者の決定から契約締結までの間に、駐車場事業予定者について資金事情の変化等により駐車場事業の運営実施の履行が確実でないと市が判断した場合

イ　著しく社会的信用を損なう等、駐車場事業予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ　駐車場事業予定者が本公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

エ　駐車場事業予定者が本件協定及び契約を締結しない場合

9　協定及び契約の締結

市と駐車場事業予定者は令和９年４月以降に協定及び契約を締結します。契約書等の案は、２７ページから５２ページまでのとおりです。駐車場事業予定者の企画提案書類の内容を反映させ

る目的で、契約等の締結にあたり特記仕様書の補正等を行う場合があります。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約等締結に関して必要な費用は、駐車場事業者の負担となります。

なお、駐車場事業予定者が本件契約等を締結しない場合、駐車場事業予定者としての決定は無効となります。また、川崎市契約規則第２条に基づき、今後３年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

１０その他

(1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。

(2) 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、都市公園法、地方自治法施行令、都市公園条例、川崎市財産規則、川崎市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

(3) 駐車場に設置する案内看板、満空表示が広告物に該当する場合は、川崎市屋外広告物条例（平成 11 年川崎市条例第 50 号）により、川崎市建設緑政局道路管理部路政課の指導を受ける必要があります。

詳しくは建設緑政局道路管理部路政課ホームページをご覧ください。

http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-6-3-7-2-0-0-0-0.html

(4) 市内における駐車場管理者は、駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップを実施するよう周知に努めなければなりません。

(5) 本公募要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒２１２－００５５ 川崎市幸区南加瀬１－７－１７

川崎市幸区役所まちづくり推進部日吉出張所

電話　０４４－５９９－１１２１（直通）

別表１　市が指定する公用車等

公用車等の種類	・公用車 ・公用車に準じる車両のうち頻繁に駐車場を利用する車両 ※職員が通勤に使用することを認められた車両等 ・所要時間無料対象のうち、用務により頻繁に来庁する車両 ※公用車用スペース等への駐車が特別に認められている民間事業者の車両（郵便車・配送車・工事車両等）

別表２　市が指定する施設

対象物件	指定施設名
物件番号２　日吉合同庁舎駐車場 及び 物件番号３　日吉合同庁舎臨時駐車場	幸区役所日吉出張所
	幸市民館日吉分館
	幸図書館日吉分館

※指定施設及び指定施設内に存する市の組織に用務があった場合で、認証を受けた利用者が対象になる。

別表３　所要時間無料対象者

	所要時間無料とする項目	内容
1	障害者	・障害のある方の運転、同乗させている場合
2	会議の委員	・市が主催する会議等で、公共性が高く、参加者が委員又は同様の格付けがある場合 ・相談業務の相談員、講習会の講師、健康診断等の医師等
3	市と連携するボランティア	・市の事務事業と密接に関連するボランティア活動、ボランティア育成講座の講師、参加者
4	機材搬入車両	・市が主催する講座等に必要な機材等を搬入する車両で、事前に了解を得た場合 ・物品等の市への納入、図書の入れ替え等の車両（ゴミ収集車、郵便車、配送車等）
5	工事用車両	・庁舎等の補修工事に必要な車両
6	その他	・市がやむを得ないと判断する場合（集中的に事務が発生し、対応・処理が遅れてしまった場合等）

＜企画提案書類について＞

１　企画提案書類の構成

	名称	作成上の留意点	提出部数
1	企画提案書類（鑑）	様式５を使用 原本に実印を押印	１２部、 電子データ
2	事業計画書	Ａ４サイズ、片面、５枚以内で作成	１２部、 電子データ
3	レイアウト図	・駐車場毎に作成のこと ・Ａ３サイズ、縮尺・方位を記入	１２部、 電子データ

２　事業計画書について

事業計画書の作成にあたり、次の項目は提案内容となっているので、必ず記載してください。

	項目	記載していただく内容	審査で重視する点
1	提案額	許可及び貸付期間に市に支払う額の総額（各駐車場別に記載）	許可及び貸付期間における手数料、使用料並びに貸付料（年額）の総額
2	利用料金	１時間を超える場合の施設利用者の料金	近隣駐車場との比較で、同じ程度の料金であるか
3	入出庫の管理方法	入出庫の管理方法	管理方法によるメリット
4	苦情処理体制	市の要請への対応 組織体制図	苦情処理体制（組織や人員等）が整っているか 定期的に市との打合せ協議が可能か
5	トラブル対応	次のトラブルが発生したと想定して、対応方法と、対応に要する平均的な時間を記載 ・駐車場内の事故 ・機器の故障 ・その他	トラブルへの対応方法 トラブル対応に要する時間
6	イベント等の対応	市のイベント等への対応	駐車場の開放及び復旧作業における市の負担の程度

7	放置車両（長期駐車）対策	長期間の駐車への対応策 処理日数	迅速な対応
8	安全対策	駐車場利用者、通行人への配慮 夜間照明についての説明 積雪時の対応	安全確保は十分か 駐車場ごとに安全対策を考慮しているか 市の負担の程度
9	認証機 （認証の厳格化の手法）	認証の厳格化に資する認証機の配置や認証方法 円滑な移行方法（周知方法等） より効率的な配置を可能とする貸与台数 実費負担が必要な場合はその額	円滑に認証の厳格化が図れるかどうか 市の負担の程度（実費負担のほか作業負担も含む）
10	案内看板・満空表示	設置場所・大きさ・表示内容	運転中の利用者にとって容易に確認できる、分かりやすい表示であるか 案内看板、満空表示の設置数
11	駐車場の維持管理	駐車場の保守、清掃等の維持管理の考え方	巡回の回数、清掃実施の回数
12	利用者への配慮	高齢者や色覚障害者、外国人などの利用者への配慮	十分な配慮がなされているか
13	追加提案	利用者の利便性、満足度の向上や環境への配慮（EV 充電器の設置等） 及び職員の負担軽減等が見込まれる内容	利用者の利便性、満足度の向上や環境への配慮（EV 充電器の設置等） 及び職員の負担軽減等が見込まれるか

事業計画書の作成にあたり、次の項目は提案内容を判断する参考資料となります。

	項目	記載していただく内容	作成上の留意点
1	駐車設備等の仕様	認証機、精算機等の提供台数、利用方法	設置する駐車場を明記
2	駐車場利用の方法	進入、駐車、退出の手順・方法、利用方法	
3	設置工事	工事工程と各工事内容 安全確保の対策	無理のない設計・工事内容とすること

		工事期間中の利用者の駐車場確保対策 工事期間中の利用者の車の入退管理	
4	防犯対策	侵入者、不法投棄、不正使用防止などの対策	
5	近隣への対応	工事着工時の事前説明　近隣者の要望への対応	
6	収支計画	貸付期間の収支計画の説明	年間利用台数、利用時間、各駐車場の駐車料金、年間売上高、諸経費、設備投資のための初期投資額、撤去費等を記載

3　レイアウト図

	項目	作成上の留意点
1	車室	駐車台数を明記すること 従前と同程度の優先駐車区画（思いやり駐車スペース）を確保すること
2	車路	安全に走行できる車路を確保すること 大型バスへの対応を記載すること
3	精算機、看板等の駐車設備	主な駐車設備の設置場所を記載すること
4	駐車場法への対応	必要に応じ、対応を記載すること

（様式１）

応募申込書

（令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募）

令和　8 年　　月　　日

（宛先）　川　崎　市　長

「令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募要項」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。
なお、なお、私（当法人及び当法人役員等）は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

応募者

住所又は 所 在 地	〒　　－　　電話　　（　　）
（フリガナ） 法人名・ 代表者名	実印

（事務担当責任者）
所属・職名
担当者氏名
電話
Eメールアドレス

※ 企画提案書類を提出する時は、本応募申込書（写し）を必ず持参してください。

（様式２）

川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

（令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募）

令和　8　年　　月　　日

（宛先）　川　崎　市　長

私（当法人及び当法人役員等）は、川崎市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

応募者　住所又は
所 在 地

「

法人名・
代表者名

	役職名	フリガナ 氏　名	生年月日 (年号M/T/S/H)				性別	住　所 (ﾏﾝｼｮﾝ名・部屋番号)
例)	取締役	ｶﾜｻｷ ﾀﾛｳ 川崎　太郎	S	35	4	10	男	川崎市川崎区宮本町456-1 多摩川ﾏﾝｼｮﾝ301号

（記入上の注意）

※　商業登記簿（履歴事項全部証明書）に役員として記載されている方は全て記載していただく必要があります。

※　役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

※　住所は、マンション等の場合は部屋番号まで記載してください。

（様式３）

連帯保証人となる旨の同意書

（令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募）

令和　8 年　　月　　日

（宛先）　川　崎　市　長

同意者（連帯保証人）

「

住所又は
所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（フリガナ）
氏名又は
名　　称
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、「令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募要項」に記載された内容を承知し、次の応募者が借受予定者となった場合には、その連帯保証人となることに同意します。
なお、私が川崎市へ提出する書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

応募者

住所又は
所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人名・
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式４）

質　　疑　　書

（令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募）

令和　8 年　　月　　日

（宛先）　川　崎　市　長

応募者　住所又は
所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「

法人名・
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「令和8年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募要項」に関する質疑書を次の内容により提出します。

No.	ページ	項 目 名	質 疑 内 容
（例）	P〇	6 駐車場の〇〇条件	利用料金の設定は、･･･等

（事務担当責任者）

所属･職名
担当者氏名
電　　話
Eメールアドレス

（様式５）

企画提案書類

（令和８年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募）

令和　8 年　　月　　日

（宛先）　川　崎　市　長

応募者　住所又は
所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「　　法人名・
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「令和8年度 プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募要項」による、企画提案書類を提出します。

（事務担当責任者）

所属・職名
担当者氏名
電　　話
Eメールアドレス

夢見ヶ崎動物公園駐車場運営事業に関する事業協定書

川崎市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、夢見ヶ崎動物公園駐車場運営事業（以下「駐車場事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

（趣旨）

第１条　本協定は、夢見ヶ崎動物公園駐車場において、乙が行う駐車場事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）実施期間　乙が駐車場事業を行う期間として甲が定めたものをいう。

（２）関係法令等　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）、川崎市都市公園条例（昭和３２年条例第６号）、その他の乙が行う駐車場事業に関係する法令をいう。

（３）募集関係図書　甲が駐車場事業の公募に際して公表し、又は配布した募集要項、仕様書その他書類の一切をいう。

（４）提案書類　駐車場事業の公募手続において、乙が甲に提出した提案書、その添付書類その他本協定の締結までの間に乙が甲に提出した一切の書類をいう。

（５）設備等　駐車場事業の実施に当たり、乙が使用する設備をいう。

（６）不可抗力　甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の予測を超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。

（７）法令の変更　法令の制定及び改廃をいう。

（事業対象区域）

第３条　駐車場事業の対象区域は、次のとおりとする。

夢見ヶ崎動物公園駐車場

所在地　幸区南加瀬１－２－１

（適用関係）

第４条　甲及び乙は、本協定のほか、募集関係図書及び提案書類に基づき駐車場事業を実施するものとする。ただし、本協定に特別の定めがある場合を除き、募集関係図書と提案書

類の内容が抵触する場合には、募集関係図書が優先して適用されるものとし、本協定の規定と募集関係図書又は提案書類の内容が矛盾抵触する場合には、本協定の規定が優先して適用されるものとする。

（実施期間）

第５条　駐車場事業の実施期間は、令和１０年２月１日から令和１５年１月末日までとする。ただし、駐車場事業の実施状況を踏まえ期間を変更延長する必要が生じた場合は、変更後の実施期間について、甲乙協議の上、定めるものとする。

（管理許可等の使用料）

第６条　川崎市都市公園条例第１２条第１項及び川崎市都市公園条例施行規則第１０条第１項の規定する額を甲が徴収する。ただし、川崎市都市公園条例第２１条第１項及び川崎市都市公園条例施行規則第１６条の規定に基づき、市長が特に必要と認めるときは、甲乙協議の上、減額もしくは免除できるものとする。

第２章　業務範囲

（甲の業務範囲）

第７条　甲の業務範囲は、次のとおりとする。

（１）駐車場事業の全体総括

（２）駐車場事業の実施に係る土地の提供

（３）駐車場事業の実施に係る関係管理者との調整

（４）駐車場事業の広報等による支援

（乙の業務範囲）

第８条　乙の業務範囲は、次のとおりとする。

（１）駐車場事業の運営

（２）駐車場事業の実施に係る土地及び乙が設置する施設・設備の維持管理並びに駐車場事業終了後の原状回復

（３）駐車場事業の利用者への広報及び利用率向上に向けた取組

（４）駐車場事業における行政課題解決に向けた取組

（５）甲より請求のあった各種データの収集、整理、分析及び甲への提供

（６）事業報告

（７）その他公募時の事業計画書に記載した事項

（費用負担）

第９条　駐車場事業の実施に係る施設及び器材の整備、実施期間終了後の原状回復並びに

駐車場事業の運営に関する費用は、全て乙の負担とし、甲は、一切の費用を負担しない。

（関係法令等の遵守）

第１０条　乙は、関係法令等に従って、駐車場事業を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第１１条　乙は、乙の役員若しくは駐車場事業に従事する従業員又はこれらの者であった者が、駐車場事業に関し、知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、駐車場事業の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても前項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。また、論文等への掲載については、甲乙協議する。

（個人情報の保護）

第１２条　乙は、駐車場事業を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

（暴力団の排除）

第１３条　乙は、川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号。以下「暴力団排除条例」という。）第３条に規定する暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の排除についての基本理念に則り、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　駐車場事業に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。

（２）　駐車場事業の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員等（暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（３）　駐車場事業に関し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

（善良な管理者の注意義務）

第１４条　乙は、善良な管理者の注意をもって、駐車場事業を実施しなければならない。

２　乙は、駐車場事業の実施に当たって、自己の責めに帰すべき事由により駐車場事業の実施に係る土地を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状回復しなければならない。

３　前項の場合において、乙が正当な理由がなく駐車場事業の実施に係る土地を原状回復しない場合は、甲は、乙に代わってその土地を原状回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

（許認可の取得等）

第１５条　乙は、本協定に特別の定めがある場合を除き、駐車場事業の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

（再委託等）

第１６条　乙は、駐車場事業の全部又は大部分を第三者に委託してはならない。

２　乙は、あらかじめ書面による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において、駐車場事業の一部を第三者に委託すること（以下この条において「再委託等」という。）ができるものとする。

３　乙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。

４　乙は、再委託等については、全て乙の費用及び責任において行うものとする。

５　乙は、再委託等をした駐車場事業に伴い、再委託等の相手方について生じた事由について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

６　乙は、第２項の規定により再委託等をする場合は、募集関係図書及び提案書類の記載に従い、可能な限り、川崎市内に本店又は事務所を有する者に対して行うものとする。

（事業報告）

第１７条　乙は、実施・利用状況その他の事業運営に係るデータの収集及び整理並びに利用者の満足度等に関するアンケート調査を実施し、次に掲げる事項を記録するとともに、報告書を翌月１０日（土日祝の場合は翌営業日）までに甲に提出するものとする。

（１）利用者に関する事項

（２）利用状況に関する事項

（３）利用者の事故や苦情等に関する事項

（４）その他甲が指定する事項

２　乙は、事故が発生した場合や利用者からの苦情等があった場合、適切に処置し、速やかに甲に報告するものとする。

３　甲は、駐車場事業の運営状況を随時調査することができ、乙はこれに協力するものとする。

４　乙は、駐車場の維持管理実施状況、利用状況、課題等その他を記載した年間事業報告書を作成し、毎年度終了後、４月 30 日までに甲に提出するものとする。

第３章　駐車場事業の実施

（利用料金）

第１８条　利用料金は、次のとおりとする。

１時間当たり　〇〇〇〇円

２　前項の利用料金の変更をする場合は、変更を希望する日の２ヶ月前までに書面により通知し、甲乙協議の上、定めるものとする。

（事業責任者の選任）

第１９条　乙は、駐車場事業に従事する従業員の中から事業責任者を選任しなければならない。

２　乙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。

３　事業責任者は、駐車場事業の業務内容を十分に理解し、事業の円滑な遂行に努めるものとする。

４　事業責任者の職務は、次のとおりとする。

（１）駐車場事業の総括に関すること

（２）駐車場事業の利用者等の安全対策に関すること

（３）甲との連絡調整に関すること

（４）駐車場事業に従事する従業員の指導監督に関すること

（職務代理者の選任）

第２０条　乙は、事業責任者に事故があるとき又は欠けたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

２　乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

（管理体制の構築）

第２１条　前２条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便性の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう駐車場事業に関し、体系的な組織体制を構築し、甲に通知するものとする。

（駐車場事業の変更）

第２２条　乙は、駐車場事業の実施に当たり、次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得るものとする。

（１）利用料金

（２）提案書類に記載の設備等
（３）駐車場事業に派生する事業の実施
（４）その他駐車場事業の実施に係る重要な事項
２　乙は、駐車場事業の実施に当たり、軽微な変更を行う場合は、あらかじめ書面により甲に届け出るものとする。
３　乙は、前２項の変更を行う場合、利用者に対し、適切な方法で変更内容について周知するものとする。

第４章　駐車場事業の中止

（駐車場事業の実施に係る土地の使用中止）
第２３条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の駐車場事業の実施に係る土地の使用の中止を命ずることができるものとする。
（１）乙が本協定に定める義務を履行しない場合
（２）乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
（３）甲に提出された提案書類その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
（４）乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて、乙の取締役会でその申立等を決議した場合又は乙の債権者からその申立等がされた場合
（５）甲において、公用、公共用又は公益事業に供するため駐車場事業の実施に係る土地を必要とする場合
（６）乙が使用する駐車場事業の実施に係る土地の施設内において、公共施設の利用者へ支障が生じた場合
（７）前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

（甲による協定の解除等）
第２４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとする。
（１）乙が本協定に定める義務を履行しない場合
（２）乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
（３）甲に提出された提案書類その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
（４）乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて、乙の取締役会でその申立等を決議した場合又は乙の債権者からその申立等がされた場合
（４）　乙の経営状況の悪化等により、駐車場事業を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
（６）乙が暴力団又はこれらと関係している団体であると認められたとき。

（７）乙が組織的な違法行為を行った場合など、駐車場事業を継続することが社会通念上著しく不適切と判断されるとき。
（８）前各号に掲げる場合のほか、駐車場事業を継続することが適当でないと認められるとき。
２　甲は、前項に基づいて本協定の解除を行おうとする際には、事前に次の事項について乙に通知するものとする。
（１）協定解除の理由
（２）協定解除までの猶予期間
（３）その他必要な事項
３　第１項の規定により、本協定を解除し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその補償を負わない。

（乙による協定の解除等）
第２５条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して本協定の解除を申し出ることができるものとする。
（１）甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
（２）甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
（３）その他甲の責めに帰すべき事由により乙が協定の解除を希望するとき。
（４）乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて、乙の取締役会でその申立等を決議した場合又は乙の債権者からその申立等がされた場合
（５）　乙の経営状況の悪化等により、駐車場事業を継続することが不可能又は著しく困難になったとき。
２　甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定する。

第５章　実施期間の満了時等の措置

（原状回復等）
第２６条　乙は、実施期間が満了したとき（前章の規定により、駐車場事業の実施に係る土地の使用が中止されたとき及び協定が解除されたときを含む。）は、乙の費用及び責任において駐車場事業の実施に係る土地を原状回復した上で、甲と立会いの上、甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。
２　甲は、乙が正当な理由がなく駐車場事業の実施に係る土地を原状回復しない場合は、乙に代わってその土地を原状回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置

に要した費用を負担しなければならない。

第６章　損害賠償

（乙の損害賠償義務）

第２７条　乙は、本協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

２　前項に定める場合のほか、乙は、駐車場事業の実施に付随関連して、駐車場事業の実施に係る土地の全部又は一部を滅失し、又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（第三者に与えた損害の負担）

第２８条　乙は、駐車場事業の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

２　前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

第７章　不可抗力

（不可抗力）

第２９条　甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置を取り、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

２　甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害が生じた場合は、本協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

第８章　雑則

（地位等の譲渡等の禁止）

第３０条　乙は、駐車場事業の実施に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

２　乙は、駐車場事業を実施するために自己の費用及び責任において設備、備品等を設置する場合は、実施期間中、当該設備、備品等を第三者（第１６条の規定に基づく再委託等の相手方を除く。）に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、

又は担保に供してはならない。

（合併等の報告等）

第３１条　乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、並びに合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

２　乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

（情報の公表）

第３２条　甲は、次の各号に掲げる書類等を公表することができるものとする。

（１）本協定書

（２）第１７条の規定により乙が作成し、甲に提出した事業報告書

（３）前２号に掲げるもののほか、乙が本協定の規定により甲に対して報告した事項

（承諾等の様式等）

第３３条　本協定に関する甲乙間の承諾、届出等は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

２　乙が本協定の定めるところに従い甲に提出した報告書その他の書面及び図面の著作者人格権については、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。

（解釈）

第３４条　乙は甲が本協定の定めるところに従い書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（裁判管轄）

第３５条　本協定に関連する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（信義則）

第３６条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

（疑義等の決定）

第３７条　本協定に定める事項に関し疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和９年　月　日

甲　　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市
　　川崎市長　　福　田　紀　彦

乙

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

（趣旨）

第１条　この特記事項は、夢見ヶ崎動物公園駐車場運営事業（以下、「事業」という。）に伴う個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

（基本事項）

第２条　○○○○（以下、「事業実施者」という。）は、事業の実施に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ関連規定の遵守）

第３条　事業実施者は、この協定による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ対策基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

（個人情報の適正な維持管理）

第４条　事業実施者は、この事業の実施に当たり個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

２　事業実施者は、この事業の実施に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

（秘密保持及び第三者への提供の禁止）

第５条　事業実施者は、この事業の実施に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この事業の実施により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

２　事業実施者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この事業の実施に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

３　発注者は、第１項の規定に違反するおそれがある場合は、事業実施者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者

に質問させることについて協力を求めることができる。

（指示目的外の利用の禁止）

第６条　事業実施者は、この事業の実施に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

（情報の複写及び複製の禁止）

第７条　事業実施者は、この事業の実施に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

（情報の帰属権）

第８条　業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、事業実施者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

２　発注者及び事業実施者は、この協定に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、事業実施者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの事業の実施のために適用したものについてはこの限りではない。

３　事業実施者は、この事業の実施による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

（情報資産の保護）

第９条　事業実施者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

（情報資産の受渡し）

第１０条　この協定による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

（情報資産の授受及び搬送）

第１１条　この協定で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、事業実施者の管理責任者との間で行う。

２　業務に関する情報資産の授受及び搬送を事業実施者が行う場合は、その費用は事業実施者の負担とし、事業実施者の責任において行うものとする。

（厳重な保管及び搬送）

第１２条　事業実施者は、この協定による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（情報資産の返還又は廃棄）

第１３条　事業実施者は、この協定が終了し、又は解除されたときには、この協定による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、

安全適切に廃棄しなければならない。

（クラウドサービスの利用）

第１４条　事業実施者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

（１）個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

（２）日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

（３）クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

（４）各種の認定・認証制度（ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001 等）の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

２　事業実施者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第１５条　事業実施者は、この事業による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

２　この場合、事業実施者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

（業務の報告又は検査等）

第１６条　川崎市は、必要があるときは、いつでも事業実施者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、事業実施者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

（教育の実施）

第１７条　事業実施者は、従業員に対し、この事業による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この事業の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

（協定の解除）

第１８条　川崎市は、事業実施者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、協定による事業の全部又は一部を解除することが

できるものとする。

２　事業実施者は、前項の規定に基づく協定の解除により損害を被った場合においても、川崎市にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第１９条　事業実施者の故意又は過失を問わず、事業実施者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、事業実施者は、川崎市に対して、その損害を賠償しなければならない。

（違反事実の公表）

第２０条　事業実施者がこの特記事項に違反した場合、発注者は事業実施者の名称及び違反事項を公表することができる。

（その他）

第２１条　事業実施者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

貸付契約書（案）

川崎市を貸付人、（駐車場事業者）を借受人、（借受人が指定するもの）を連帯保証人とし、「令和８年度プロポーザル方式による夢見ヶ崎動物公園及び日吉合同庁舎駐車場運営事業者公募要項」（以下「本公募要項」という。）に基づき、貸付人、借受人及び連帯保証人との間において、次の条項により、日吉合同庁舎駐車場の有償貸付契約及び保証契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　貸付物件は、次のとおりとする。

番号	名称	所在地（地番） （住居表示）	区分	貸付面積
１	日吉合同庁舎駐車場	幸区南加瀬１丁目 185－６ （幸区南加瀬１丁目７番 17 号）	土地	312.75 ㎡
２	日吉合同庁舎臨時駐車場	幸区南加瀬１丁目 229－５ほか （　　－　　）	土地	1,206.35 ㎡

（貸付期間）

第２条　貸付期間は、令和１０年２月１日から令和１５年１月３１日までとする。但し、貸付人の事情により貸付期間の延長が必要になった場合は、貸付人と借受人とが協議の上、貸付期間を延長することができる。この場合、貸付人は貸付期間終了の６か月前までに借受人に申し入れるものとし、延長期間は貸付人と借受人とが協議の上定める。

２　借受人が、駐車機器を設置し、及び撤去する際に要する期間は、前項の貸付期間に含めるものとする。

（貸付物件の用途等）

第３条　借受人は、貸付物件を時間貸駐車場施設として、貸付期間中継続して営業・運営する事業（以下「駐車場事業」という。）を行うものとする。

２　借受人は、貸付物件を「駐車場事業」の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

３　借受人は、貸付物件を指定用途に使用するための設計、整備、運営、維持管理及び修繕に係る費用を負担しなければならない。

４　借受人は、別紙の「特記仕様書」に従い、貸付物件を指定用途に使用しなければならない。

（貸付料）

第４条　貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）は、基本貸付料（年額）とする。

２　基本貸付料（総額）は、金○○○○○○円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額○○○○円）とする。

３　借受人は、前項に規定する基本貸付料（総額）を次表に基づき、貸付人が発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、同表に定める納入期限が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日までとする。

期間		基本貸付料	納入期限
令和 9 年度	令和 10 年 2 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	○○○○○○円	令和 10 年 3 月 31 日
令和 10 年度	令和 10 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日	○○○○○○円	令和 10 年 4 月 30 日
令和 11 年度	令和 11 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日	○○○○○○円	令和 11 年 4 月 30 日
令和 12 年度	令和 12 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	○○○○○○円	令和 12 年 4 月 30 日

令和 13 年度	令和 13 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日	○○○○○○円	令和 13 年 4 月 30 日
令和 14 年度	令和 14 年 4 月 1 日～ 令和 15 年 1 月 31 日	○○○○○○円	令和 14 年 4 月 30 日
総額		（各年度の貸付料の合計）	

４　貸付人は、第２０条第１項第１号から第１１号までに掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を返還しない。

（貸付料の改定）

第５条　貸付人及び借受人は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、相手方に対して貸付料の増減額を請求することができる。

２　貸付人又は借受人が前項の規定に基づき、相手方に対して貸付料の増減額を請求したときは、貸付人と借受人とが協議の上その額を決定する。

（電気料）

第６条　借受人は、駐車機器に係る電気料（借受人が駐車機器に係る電気について電気事業者と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電気事業者に支払う場合を除く。）について貸付人が発行する納入通知書により、貸付人が通知する額を、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに貸付人に納入しなければならない。

（貸付料の延滞料）

第７条　借受人は、第４条第３項に規定する納入期限までに貸付料を納入しないときは、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年１４．５パーセントの割合で計算した金額（１００円未満の端数があるとき、又は当該金額が５００円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。）を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

（充当）

第８条　貸付人は、借受人が納入した金額をその名目いかんにかかわらず、なんら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

２　貸付人は、前項の規定により借受人が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額等について借受人に書面により通知するものとし、借受人は、その通知を受けた日から３０日以内に、貸付人の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務履行額の不足額を追加納入しなければならない。

３　借受人は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を貸付人に納入しなければならない。

（契約保証金）

第９条　借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１６に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として金（各年度の基本貸付料（年額）の総額の１０分の１以上（１円未満の端数があるときは、これを切り上げる）の額）円を、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納入しなければならない。

２　第５条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、増額後の基本貸付料総額（各年度の基本貸付料（年額）の総額）の１０分の１を下回らないように、貸付料の増額の日から改定されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から３０日以内に貸付人に納付しなければならない。

３　貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第２２条第１項に規定する義務の履行（同項ただし書を適用する場合を含み、同項第２号を適用する場合は第２０条第１項第１２号に該当するときに限る。）を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。

４　契約保証金には、利息を付さない。

５　貸付人は、第２０条第１項（第１２号を除く。）の規定により本契約を解除したとき、又は借受人が第２２条第１項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
６　借受人は、前項の規定により契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等をすることができない。
７　借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

（秘密保持及び個人情報の適正な維持管理）
第１０条　借受人は、駐車場事業を行う上で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は事業実施以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。
２　借受人は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

（貸付物件の引渡し）
第１１条　貸付人は、貸付期間の初日に、貸付物件を現況有姿の状態で借受人に引き渡す。
２　前項の引渡しは、貸付人と借受人とが立会いの上で行うものとする。

（契約不適合）
第１２条　借受人は、契約締結後、貸付物件が品質を欠くものその他この契約にあたって借受人、貸付人が了知した内容に適合しないことを理由として、貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、借受人が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合はこの限りでない。

（禁止事項）
第１３条　借受人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1)　貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
(2)　貸付物件に建物を建築すること。
(3)　貸付物件を第三者に転貸すること。
(4)　本件賃借権を第三者に譲渡し、又はこれに他の権利を設定すること。

（修繕義務等）
第１４条　貸付物件の修繕義務及び当該貸付物件について維持、保存、改良その他の行為については、別表６のとおりとする。
２　前項の規定にかかわらず、当該貸付物件の状況等を勘案し、両者協議の上、対応を決定することができる。

（滅失又は毀損の通知）
第１５条　借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

（滅失又は毀損の原状回復）
第１６条　借受人の責めに帰する事由により貸付物件を滅失し、又は毀損したときは、借受人の責任において原状に回復しなければならない。

（保全義務等）
第１７条　借受人は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。
２　借受人は、前項の規定に従い貸付物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

（実地調査等）
第１８条　貸付人は、第４条に規定する債権の保全上必要があると認められるとき、又は指定用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、借受人に対し、その事業若しくは資産、経営状況に関して質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
２　借受人は、貸付人から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。この場合において、借受人は、直ちに貸付人に対して同項に規定する報告、資料の提出等をしなければならない。

（資料の提出等）
第１９条　借受人は、貸付人に対し、毎月１回、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。なお、貸付人は、これを公表することができる。
(1)　事故等のトラブル
(2)　所要時間無料出庫台数（日別・駐車場別）
(3)　１時間無料出庫台数（日別・駐車場別）
(4)　入出庫台数（日別・駐車場別）
(5)　稼働率（時間帯別・駐車場別）
(6)　駐車時間ごとの出庫台数（駐車場別）
(7)　駐車場全体の売上、経費及び収益
２　借受人は、駐車場の利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、貸付人に提出するものとする。なお、貸付人は、この事業報告書を公表することができる。
　借受人は、貸付人から請求があったときは、毎月１回程度、貸付人の会議に参加し、第１項各号に定める資料等を報告しなければならない。
３　借受人は、川崎市情報公開条例に基づく開示請求、市議会、監査、オンブズマン等から情報提供の要請を受けた場合は、借受者は迅速・誠実に対応するものとし貸付人に協力するものとする。

（違約金）
第２０条　借受人は、第２条に規定する貸付期間中に、第３条、第１２条、第１７条又は前条第１項若しくは第２項に定める義務に違反したときは、第４条第２項に規定する基本貸付料（総額）の１００分の３０に相当する額（円未満切捨て）を違約金として貸付人に支払わなければならない。
２　前項の違約金は、次条第２項又は第２３条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）
第２１条　貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。
(1)　借受人が支払期限後３か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
(2)　借受人が第１２条に定める禁止事項に違反したとき。
(3)　借受人又は連帯保証人が本件契約に定める義務を履行しないとき。
(4)　借受人の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
(5)　借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（借受人の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
(6)　借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
(7)　借受人から本件契約の解除の申出があったとき。
(8)　借受人が、川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号）第７条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
(9)　借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反したとき。
(10)　この契約に関して、借受人が、委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前２号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
(11)　この契約に関して、借受人が、第８号又は第９号のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
(12)　貸付人において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

２　借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い、第９条第５項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。
３　貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用は償還しない。
４　貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
５　借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することはできない。
６　第３項から前項までの規定は、第１項第１２号に該当する場合は適用しないものとする。

（解除の申出）
第２２条　借受人は、本件契約の解除の申出をしようとするときは、契約終了を希望する日から６か月以上前までに、貸付人に対し、書面により申し出なければならない。
２　前項の申出がある場合、貸付人と借受人とが協議の上、対応を決定する。

（貸付物件の返還）
第２３条　借受人は、貸付物件を、物件ごとに貸付人と借受人とが協議の上定めた状態にて、次の期日までに貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。
２　貸付期間の満了による場合は、貸付期間の満了日。
３　貸付人が第２０条の規定により本件契約を解除した場合は、貸付人の指定する期日。
４　前項の規定による返還は、貸付人と借受人とが立会いの上で行うものとする。
５　貸付人は、借受人が第１項に定める義務を履行しないとき、貸付人においてこれを執行することができるものとする。この場合において、借受人は、第９条第５項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

（損害賠償）
第２４条　借受人は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。ただし、第１５条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りではない。
２　前項に掲げる場合のほか、借受人は本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額が第９条第１項に規定する納入済の契約保証金の額を上回った場合について、その上回った額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。
３　貸付人が、第２０条第１項第１２号の事由により本件契約を解除した場合において、借受人に損失が生じたときは、借受人は貸付人にその補償を請求できるものとする。

（有益費等の請求権の放棄）
第２５条　借受人は、貸付期間が満了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを貸付人に請求し得ないものとする。

（契約の費用）
第２６条　本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

（連帯保証人）
第２７条　連帯保証人は、借受人が本件契約により貸付人に対して負担する一切の債務につき、借受人と連帯して履行の責を負うものとする。
２　借受人は、連帯保証人が公募要項に定める資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てなければならない。

（住所等の変更の届出）
第２８条　借受人及び連帯保証人は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

（近隣住民等への配慮）
第２９条　借受人は、第１０条の規定による貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。
２　借受人は、貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

（駐車場利用者等への対応）
第３０条　借受人は、駐車場事業より発生するトラブル、苦情等については、一切の責任を持って解決する。

（設備の設置等）
第３１条　借受人は、貸付物件に工作物その他の設備を設置してはならない。

（信義誠実の義務）
第３２条　貸付人、借受人及び連帯保証人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（不当介入の排除）
第３３条　借受人は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第９条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

（疑義の決定）
第３４条　本件契約に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）等によるほか貸付人と借受人とが協議の上決定する。

（合意管轄）
第３５条　本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、契約書３通を作成し、貸付人、借受人及び連帯保証人が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

貸付人　　川　崎　市
　　川　崎　市　長　　福　田　紀　彦

借受人　　住　所
　　氏　名　　（借　受　人）

連帯保証人　住　所
　　氏　名　　（連帯保証人）

【駐車場に関する条件及び仕様】

(1) 共通事項

ア　対象駐車場の開場時間及び施設管理者

名称	開場時間	施設管理者
日吉合同庁舎駐車場	全日・24時間	幸区役所まちづくり推進部日吉出張所長 電話：０４４－５９９－１１２１
日吉合同庁舎臨時駐車場		

イ　対象駐車場の駐車場利用料金

対象駐車場ごとの駐車場利用料金は駐車場事業者が提案するものとし、許可及び貸付期間開始日から徴収することができます。駐車場利用料金体系については、利用者にとって分かりやすいものとしてください。

また、駐車場事業者は、市と協議の上、駐車場利用料金を変更することができるものとします。ただし、許可及び貸付期間開始から６カ月以内は変更できません。

ウ　駐車場機器等の設置

駐車場機器等（基礎・配線・配管等を含む。）の設置及び設置にかかる費用については、一部を除き駐車場事業者負担とします。設置場所及び仕様は駐車場事業者の提案とします。

なお、駐車場機器等の設置及び撤去にかかる期間は貸付期間に含めるものとし、設置時期は市の繁忙期を避け、市及び施設利用者への影響を最小限に抑えるよう努めるものとします。また、対象物件が公共施設に付設されていることに鑑み、省電力に配慮し、環境負荷を低減した駐車場機器等の設置に努めるものとします。さらに停電時においても一定時間駐車場機器等が稼働できるような仕様としてください。

エ　維持・管理・補修等

対象物件及び駐車場機器等の維持・管理・補修等については、提案によるものとします。

オ　安全対策、長期放置車両対策、事故・苦情・トラブル等の対応

対象駐車場における安全対策、長期放置車両対策、事故・苦情・トラブル等の対応は駐車場事業者が行うものとします。また、各対応のため、防犯カメラ等を設置する場合は、市と協議するものとし、撮影した映像は個人情報保護に十分配慮してください。

カ　市の対象駐車場利用

市は、イベント等の用に供するため、対象駐車場の一部又は全部を閉鎖することができるものとします。その場合、市は事前にイベント等の日時・内容等を駐車場事業者に通知するものとし、閉鎖箇所や周知方法等については市と駐車場事業者が協議の上決定するものとします。

その他、市はやむを得ない場合に限り公用車を対象駐車場に駐車することができるものとします。

キ　公用車の入退場

市が指定する公用車等（以下、「公用車等」という。）について、駐車場事業者は、対象物件への入退場について市の負担が軽減されるような提案をすること。

なお、対象物件に入退場する公用車等の想定台数は別表１のとおりです。

ク　駐車場関係物品

駐車場関係物品については、提案によるものとします。

ケ　施設賠償責任保険

駐車場事業者は貸付期間中、駐車場事業者の負担で施設賠償責任保険に加入するものとし、加入後は川崎市に保険証券の写しを提出するものとします。

(2) 物件番号２【日吉合同庁舎駐車場】

ア　市が指定する施設（別表３）の利用者（以下「施設利用者」という。）が対象駐車場を利用する場合、入庫から１時間分の駐車場利用料金を無料（以下、「１時間無料」という。）とする。

イ　所要時間無料対象者（別表１）の利用者が対象駐車場を利用する場合、所要時間無料とする。

ウ　駐車場事業者は認証機を、許可期間中に市が必要とする台数（予備分及びインク等の消耗品も含む。）市に貸与するものとします。

なお、認証機の台数は、設置段階において、市と駐車場事業者の協議の上、決定するものとします。

エ　車室等の駐車場レイアウトは駐車場事業者による提案によるものとします。

(3) 物件番号３【日吉合同庁舎臨時駐車場】

ア　施設利用者が対象駐車場を利用する場合、１時間無料とする。

イ　所要時間無料対象者（別表１）の利用者が対象駐車場を利用する場合、所要時間無料とする。

ウ　駐車場事業者は認証機を、許可期間中に市が必要とする台数（予備分及びインク等の消耗品も含む。）市に貸与するものとします。なお、認証機の台数は、設置段階において、市と駐車場事業者の協議の上、決定するものとします。

エ　車室等の駐車場レイアウトは駐車場事業者による提案によるものとします。

オ　日吉小学校方面へ続く歩行者用通路を確保すること。表示等の仕様は駐車場事業者の提案によるものとします。

カ　令和８年１１月時点で、臨時駐車場の擁壁補修工事が令和９年４月～令和１０年１月頃に行う予定となっていますが、工事の状況によっては延長又は延期となる可能性があります。その場合は、臨時駐車場の一部又は全部の閉鎖について市と駐車場事業者で協議するものとします。

キ　駐車場事業者はカにかかる事業補償や移転補償について、一切、市に請求できないものとします。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

（趣旨）

第１条　この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

（基本事項）

第２条　借受人は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ関連規定の遵守）

第３条　借受人は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ対策基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

（個人情報の適正な維持管理）

第４条　借受人は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

２　借受人は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

（秘密保持及び第三者への提供の禁止）

第５条　借受人は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ貸付人が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

２　借受人は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

３　貸付人は、第１項の規定に違反するおそれがある場合は、借受人に対し関係資料の提出を求め、又は貸付人の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

（指示目的外の利用の禁止）

第６条　借受人は、業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

（情報の複写及び複製の禁止）
第７条　借受人は、この契約の履行に当たり、貸付人の指示又は承諾があるときを除き、業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。
（情報の帰属権）
第８条　業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、業務の処理のため貸付人が提供した貸付人の情報であって、借受人はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。
２　貸付人及び借受人は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、貸付人の所有物であることを確認する。ただし、借受人が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。
３　借受人は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。
（情報資産の保護）
第９条　借受人は、受託業務に関する情報資産を貸付人の指定した場所以外には、搬出できないものとする。
（情報資産の受渡し）
第１０条　この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。
（情報資産の授受及び搬送）
第１１条　この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、貸付人の管理責任者が指定する職員と、借受人の管理責任者との間で行う。
２　業務に関する情報資産の授受及び搬送を借受人が行う場合は、その費用は借受人の負担とし、借受人の責任において行うものとする。
（厳重な保管及び搬送）
第１２条　借受人は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
（情報資産の返還又は廃棄）
第１３条　借受人は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに貸付人に返還し、又は貸付人の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。
（クラウドサービスの利用）
第１４条　借受人は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから

選定しなければならない。
（１）個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。
（２）日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。
（３）クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。
（４）各種の認定・認証制度（ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001 等）の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。
２　借受人は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の報告義務）
第１５条　借受人は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに貸付人に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。
２　この場合、借受人は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により貸付人に報告しなければならない。

（業務の報告又は検査等）
第１６条　貸付人は、必要があるときは、いつでも借受人の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、借受人に対して検査等を行うことができる。

（教育の実施）
第１７条　借受人は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

（契約の解除）
第１８条　貸付人は、借受人がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
２　借受人は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、貸付人にその損害の賠償を求めることはできない。

３　第１項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、借受人は、委託契約金の10分の１に相当する額を損害賠償金として貸付人に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１９条　借受人の故意又は過失を問わず、借受人が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、貸付人に対する損害を発生させた場合は、借受人は、貸付人に対して、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他借受人に支払うべき債務と相殺することができる。

３　第１項の損害賠償の額は、前条第１項により契約を解除する場合には、同条第３項により貸付人に帰属する契約保証金又は借受人が貸付人に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

（違反事実の公表）

第２０条　借受人がこの特記事項に違反した場合、貸付人は借受人の名称及び違反事項を公表することができる。

（その他）

第２１条　借受人は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。